

令和3年度埼玉県交通安全実施計画の概要

基本的な考え方

- 埼玉県交通安全実施計画は、県内における陸上交通の安全に関する施策が記載され、交通安全対策基本法第25条第3項の規定に基づき、毎年度、埼玉県交通安全対策会議が策定するものです。
- この実施計画は、県及び指定行政機関等が令和3年度に講ずべき具体的な交通安全に関する事業や活動等が記載されます。

9つの柱

第1章 道路交通環境の整備
第2章 交通安全思想の普及促進
第3章 安全運転の確保
第4章 車両の安全性の確保
第5章 道路交通秩序の維持
第6章 救助・救急活動の充実
第7章 被害者支援の充実と推進
第8章 研究開発及び調査研究の充実
第9章 鉄道と踏切道の安全確保

施策（全52施策）

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 …全15施策
段階的かつ体系的な交通安全教育の実施 …全9施策
運転者教育等の充実 …全2施策
車両の安全性に関する技術基準等の改善の推進 …全7施策
交通指導取締りの強化等 …全3施策
救助・救急体制の整備 …全3施策
自動車損害賠償保障制度の充実等 …全3施策
ITSに関する研究開発の推進 …全1施策
鉄道交通環境の整備 …全9施策

事業等（全342事業）

通学路の安全対策事業など …全89施策
小学生に対する交通安全教育事業など …全91施策
自動車教習所教習の充実など …全65施策
車両の安全対策の推進など …全16施策
交通事故抑止に資する指導取締りの推進など …全25施策
消防行政推進事業など …全17施策
交通事故相談所の活動の充実など …全12施策
安全運転の支援など …全3施策
鉄道施設等の安全性の向上など …全24施策

(注) 9つの柱及び施策は、第11次埼玉県交通安全計画に基づく。